

産業人材確保施策に係るロゴ等作成業務仕様書

1 委託業務名

産業人材確保施策に係るロゴ等作成業務

2 委託者

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（事務局：佐賀県産業労働部産業人材課）

3 目的

佐賀県は高校卒業時に進学者の約8割、就職者の約4割が県外を選択している状況であり、若者の県内就職の促進が重要な課題となっている。こうした状況の中、佐賀県では、産業人材確保施策を県の重要施策と捉えており、今回制作するロゴ等を各種事業に使用することにより、高校生、大学生等の県内就職への関心を高めることにつなげることを目的とする。

4 県の産業人材確保施策

県で実施している人材確保施策は、高校生及び大学生をメインターゲットとしており、その概要は以下のとおりである。

○高校生向け

- ＜現状＞・高校生の県内就職率65%超えを目指し「プロジェクト65+」と銘打ち各種取組を実施しており、令和2年度から連続して65%を達成しているものの、近年は横ばい状態である。
- ・進学する高校生の約8割が県外に進学しており、高校在学中に生徒に佐賀とのつながりをどのように意識づけるかが課題となっている。

- ＜事業＞・さらなる高校生の県内就職率向上を目指して、合同企業説明会や生徒保護者・学校の指導教諭それぞれを対象とした企業訪問ツアー等を実施。
- ・進学する高校生に向けては、中長期的な視点での取組として、佐賀での仕事に興味を持つきっかけとなるような県内企業の経営者等による講演を行うなど、進学希望の高校生にも県内企業の情報発信を実施。

○県内大学生向け

- ＜現状＞・県内の大学生は県外出身者が多く、卒業後は県外への就職が多い。
- ・一方、県内出身者は少ないものの、うち6割程度は県内へ就職している。
- ・短期大学・専門学校生は県内出身者が多く、その分県内への就職が多い状況である。

- ＜事業＞・そうした現状の中で、県内学校に通う県内出身者には、引き続き県内への就職を選んでもらい、県外出身者には、佐賀での生活の素晴らしさを発見し、自分に合った企業と出会いことで、卒業後も県内企業に就職してもらえるよう、佐賀を深く知る大交流会「サガシル」など主に低学年の学生をターゲットに、佐賀での生活の素晴らしさが発見できる場と、今後の学生のインターンシップや企業訪問につながるような魅力的な県内企業との出会いの場を作る等の取組を実施。

○県外大学生向け

<現状> 県外に進学した大学生の県内就職率（U ターン率）は、2割程度と低い傾向にある。また、県外在住の学生へ県のイベントや施策に関する情報発信に苦慮しており、いかにして佐賀とのつながりを作るかが課題となっている。

<事業> 県外に進学した大学生等に対して、人との交流や佐賀に触れる体験や各種紹介のイベント等を通じて、県内企業や暮らしのすばらしさを伝え、共感を醸成することで、県との関係性を構築し、移住潜在層となるターゲットへの「佐賀へ帰る一步となる」機会・機運づくりを目的とした取り組みを実施。また、令和8年度からは県外在住の若者と佐賀県との「つながり」をつくることを目的とした産業人材課公式 LINE をスタートすることとしており、高校卒業前に生徒に登録を促すこととしている。

5 委託期間

委託契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

6 委託業務の内容

4の事業など産業人材確保施策全般に活用するロゴ、キャッチフレーズ及びテーマカラーを提案・制作すること。

（1）ロゴ及びキャッチフレーズについて

- ・産業人材確保施策のメインターゲットに対して、県の事業への興味・関心を高め、県内の企業で働く事に繋がるようなものとすること。
- ・産業人材課を想起させるような「仕事（JOB）」、「人材確保」といった直接的なワードは使用しない。
- ・テーマカラーは、佐賀県のカラーであるイシノブルーとの親和性を考慮すること。

（2）使用方法

県内・県外で実施するイベント（チラシ、グッズ等の配布物、会場サイン等の制作物）、HP、SNS のアイコン（LINE 等）等広報物にて使用を想定。

7 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、各1部ずつ委託者へ提出すること。（提出期限は、令和8年2月27日（金）とする）

- ・実績報告書
- ・本業務において制作したロゴ、キャッチフレーズ及びテーマカラーのデータ
- ・その他、県と受託者が合意の上、成果物として提出を求めるもの

8 その他

- ・本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- ・労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- ・本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。

- ・受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。
- ・受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- ・本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、管理方法を報告し、承認を得ること。
- ・個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- ・本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- ・仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする。
- ・委託者との協議により、委託契約締結後、実施内容について変更を協議することがある。